

多子軽減に伴う多子計算の年齢制限撤廃について(案)

<現行>

カウントの対象は、
・「同一世帯」の
「保護者に係る(＝監護する)子ども」
※支給認定保護者との監護関係のみで判断しており、子ども同士が兄妹である必要はない。

年齢の上限は、
・幼稚園の場合は、3歳から小学校3学年まで、
・保育所の場合は、0歳から小学校入学前までに限定

例 1 (幼稚園)

例 2 (保育所)

対象外



小学校
6年生

小3
小1

対象外



小学校
3年生

(5歳)	第1子の扱い		保育料 満額	
(4歳)				
(3歳)	第2子の扱い		保育料 半額	第1子の扱い
(2歳)				第2子の扱い
(1歳)				
(0歳)				

年齢制限の
撤廃
※同居も不要

支援法上の「子ども」

<28年4月～(年収約360万円未満相当に限る。)>

(
18歳
の
年度
)



両親を亡くし、
祖父母に育て
られている
大学4年生



同居する
浪人生

保護者と生計が同一の子や孫等注であれば、年齢に関わらず対象
注:保護者が監護していた子どもが成長し、19歳の年度以上になった場合も含む。(下の「両親を亡くした姪」など)

(18歳
の
年度
)



寮で暮らす
高校
2年生



両親を亡く
した姪
小学校
6年生



小学校
3年生

保護者が監護し、生計が同一の「子ども」であれば、年齢に関わらず対象

(5歳)	第2子の扱い		保育料 半額	
(4歳)				
(3歳)				
(2歳)	第3子の扱い		保育料 無償	
(1歳)				
(0歳)				

(1) 二人親世帯の所得割課税額

「約360万円未満相当」の所得割課税額について(案)

1号	2号(満3歳以上)	3号(満3歳未満)
第1階層:生活保護世帯	第1階層:生活保護世帯	
第2階層:市町村民税非課税世帯	第2階層:市町村民税非課税世帯	
第3階層:77,101円未満 (第3階層以下全て) 77,101円未満	第3階層:所得割課税額48,600円未満	
	第4階層:48,600~97,000円未満 (第4階層の中で分離) 57,700円未満	
第4階層:211,200円以下 (適用なし)	<第4階層中の適用なしの範囲> 57,700円~97,000円未満	

「約360万円未満相当」の範囲

(2) ひとり親等世帯の所得割課税額

1号	2号(満3歳以上)	3号(満3歳未満)
第1階層:生活保護世帯	第1階層:生活保護世帯	
第2階層:市町村民税非課税世帯	第2階層:市町村民税非課税世帯	
第3階層:77,101円未満 (第3階層以下全て) 77,101円未満	第3階層:所得割課税額48,600円未満	
	第4階層:48,600~97,000円未満 (第4階層の中で分離) 77,101円未満	
第4階層:211,200円以下 (適用なし)	<第4階層中の適用なしの範囲> 77,101円~97,000円未満	

「約360万円未満相当」の範囲

平成28年度におけるひとり親世帯等に係る特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)

○ 平成28年度予算に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおり。

教育標準時間認定の子ども (1号認定)		保育認定の子ども (2号認定：満3歳以上)				(3号認定：満3歳未満)	
階層区分	利用者負担	階層区分	利用者負担		利用者負担		
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
①生活保護世帯	0円	①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	0円	②市町村民税 非課税世帯	0円	0円	0円	0円	
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	H27：15,100円 →H28：7,550円	③所得割課税額 48,600円未満	H27:15,500円 →H28: 7,750円	H27:15,300円 →H28: 7,650円	18,500円 →H28: 9,250円	18,300円 →H28: 9,150円	
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円	④所得割課 税額 97,000円 未満	H27:27,000円 →H28:13,500円	H27:26,600円 →H28:13,300円	H27:30,000円 →H28:15,000円	H27:29,600円 →H28:14,800円	
		うち77,101 円以上	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円	
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円	⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円	
		⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円	
		⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円	
		⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円	

- 平成27年度においては、ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の子どもについては、第2階層は0円、第3階層はひとり親世帯等以外の世帯の額より1,000円減となっている。
- 平成28年度においては、年収約360万円未満相当の世帯について、平成27年度における取組に加え、第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化を行う。